

企業方針6

会社関係者による有価証券の取引

目的

会社関係者による有価証券の取引に関する当社ポリシーの概要を示します。

適用範囲

本ポリシーは、ストライカーの全従業員と取締役に適用されます。

基本方針

1. 機密情報と専有情報: ストライカーの従業員および取締役は、企業情報にアクセスすることができますが、そのような情報の中には、機密性の高いもの、また、ストライカーや取引関係にある企業にとって重要な価値があるものもあります。機密情報を保有する従業員や取締役は、そのような情報に関して、信用保持という責任ある特別な立場にあり、一般に公開されるまで、同情報が社内から漏れる事のないようにする重要な責任があります。この点に関しては、法律上の義務も伴います。会社に関する非公開情報から個人が利益を得ることは違法であると同時に、ストライカーのポリシーの違反となります。
2. 重要な非公開情報の営利利用の禁止
 - 2.1. ストライカーに関する重要な非公開情報を保有する場合、従業員や取締役、または、従業員や取締役と取引関係や家族関係にある個人が、ストライカーの普通株を売買したり、そのような情報を利用、または他人に教えたりすることはできません。本ポリシーは、ストライカーの顧客、納入業者、当社の取引先企業に関して、またそれらの企業の有価証券の売買に関して、業務を遂行する上で入手した情報にも適用されます。
 - 2.2. 重要な情報とは、合理的な投資家が、有価証券売買の意思決定をする上で重要であると考えられるものをいいます。肯定的であれ、否定的であれ、重要な情報となり得ます。一般的に重要であると考えられる情報としては、重要な新規契約、既存契約の解除、可能性のある買収、合併、業績見通しの変更、支払い配当の増額もしくは減額、重要な新製品ラインの導入、重要な技術上の進歩、重大な訴訟の開始または解決、主要経営陣の変更などが、例として挙げられます。非公開情報を保有している間は、有価証券の一切の取引はできず、また、有価証券取引をする可能性のある個人にそのような情報を教えてはなりません。
 - 2.3. 情報は、一般投資家への公開が十分になされるまで、非公開情報として扱われます。ストライカーの株主と一般投資家が、情報を入手し、その情報を基に決定を下すための十分な時間が確保できるように、情報の公表から2営業日(公開日を含めない)を経るまでは、取引を行うべきではありません。
 - 2.4. 基本的なルールとして、企業情報はすべて慎重に取り扱い、機密情報についての話し合いは、情報を知る権利と必要がある者のみに限定し、自分が保有する内部情報が一般に公開されるまでは、有価証券の取引を控えるべきです。
 - 2.5. 本ポリシーに記載している取引に関する制約は、1934年証券取引法に定める規則10b5-1の要件を満たす計画に従ってストライカーの普通株を売却する場合は、適用されません。規則10b5-1に基づく取引計画に関する詳細情報は、仲介業者や業務統括責任者から入手することができます。
3. 遵守: ストライカーは、本ポリシーに記述された文言と精神に全面的にしたがうことを期待しています。違法なインサイダー取引や他人に機密情報を漏らす行為は、関係した個人や会社の双方に対する民事罰および法的責任、有罪判決を受けた場合は懲役刑と追加罰金刑を伴う刑事訴追、解雇を含む、会社による制裁などの厳罰が適用されます。特定の取引についての質問、または本ポリシーに基づく自分の責任について疑念がある場合は、ストライカーの最高法務責任者か業務統括責任者(コーポレート・セクレタリー)にご連絡ください。しかし、コンプライアンスの責任は最終的に一人一人にあることを忘れないでください。